

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 1 6 号

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和 4 年大和市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条中「5 人」を「5 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。